国民政府と満蒙問題

はじめに

一九二〇年代後半から一九三〇年代初頭にいたるまでの時期の中国は、国民政府の形成期に当たっており、日中関係は岐路にさしかかっていた。当該期の日中外交史の研究は、駐華公使だった重光葵の回顧録『昭和の動乱』に影響され、当該期の中国外交を一般に「革命外交」と呼ぶなど、とりわけその反日的な側面が過度に強調されがちであった。

ことを目的としている。

ことを目的としている。
ことを目的としている。
ことを目的としている。
ことを目的としている。
ことを目的としている。

高

文

勝

日本の満蒙特殊権益と満蒙政策

果得られる「特殊利益」を合わせて作られたものと理解される。地位について用いられ、条約上の「特殊権利」とそれを行使する結「特殊権益」の語は専ら第二次世界大戦前の満蒙における日本の

利を日本が有する。 種類の特殊権利はそれである。三者を合わせて計三十一種の特殊権 東州内外の関税に関する諸権、 均霑できるが、事実的には日本の特殊権利といえるものである。 約上の根拠があり、 済上重要な権益などの五種類はそれに属するものである。第三は 鮮銀行券の発行及び流通権、 兵駐屯権、 満鉄付属地以外における領事館警察権、 かつ最恵国待遇を有する第三国の国民にも条約 無線電信施設権等政治上、 南満州における土地商租権などの六 正金銀行券と朝 軍事上、

っていた。そのため、 基づくものも多かったのである。また、その中に、日本が二十一ヶ のほかに、慣行や既成事実によるもの、 蒙問題中で最も争議ある問題となった。 ヶ条要求によって成立した諸条約自体の有効性を認めない立場に立 らを条約に基づいた権益として主張するのに対し、 順・大連) 条要求によって獲得した満蒙特殊権益の骨幹といわれた関東州 このように、日本の主張する特殊権利には条約に基礎をおくもの 租借の期限延長、土地商租権などがある。 旅順·大連租借地問題 地方官憲や個人との密約に 土地商租権問題は満 中国側は二十一 日本側はそ

蒙特殊権益の拡大期である。 護を図ろうとしたものである。 日本の政策は一 満蒙における特殊権益について、日露戦争後から満州事変までの 貫したものであり、 この時期において日本の満蒙政策の特 日露戦争後から一九一八年までは満 それは満蒙特殊権益の拡大と擁

的 関東軍の鉄道沿線配置、 れたのである。 が、 と想定されていたことはもちろんである。 本軍部にとって、満州といえば仮想敵国ソ連と開戦した場合の戦場 れるべきだという考えなどはその代表的なものであった。また、日 いったようなもので、満蒙という「宝庫」は日本人によって開発さ いう事実、日本による二億円の投資、あるいは日本の「生存権」と かった。満蒙に対する日本の特殊権利は主として日本が中国と結ん が、「特殊権利」と「特殊利益」自体の意味は必ずしも明確ではな 「特殊権益」という概念は「特殊権利」と「特殊利益」を包含する それはまた日本と満蒙の地理的近接、 経済的関係によってもたらされた無形の権利でもあると主張さ 協定によって獲得した有形の権利 例えば、「十万人の血」 その他鉱業、 農業、 一を流して南満を獲得したと 商業上の権利など)である 特殊な歴史的関係、政治 (関東州租借、 満鉄経営

維持及び同付属地における行政権 事実的に日本の特殊権利と認めるべきものである。 なされるものはそれである。第二は条約上の根拠が乏しいものの、 日本居留地設置権、 日本の特殊権利である。例えば、 に分けて説明している。 夫淳平は満州事変前、日本が満蒙において有する特殊権益を三種 日本の満蒙における特殊権益は必ずしも明確ではなかったが、 南満鉄道の経営権など二十種類の特殊権利と見 第一は条約上の根拠があり、 関東州租借権及び同租借地行政権 (警察権を含む)、 安奉線鉄道守備 安奉線付属地の かつ名実共に 信

経

要などはその典型的な事例である。二十一ヶ条要求の提出と強権益の拡大をはかろうとしたのである。二十一ヶ条要求の提出と強よって、もしくは軍事的、政略的圧力を背景として、満蒙における徴とは、日本が満蒙地方を自己の勢力範囲とし、軍事力そのものに

の外務、 ている。 ことが基本方針として挙げられており、その第八項で、「満蒙」に 打ち出した。満蒙政策について、日本はそれまでの満蒙における特 中国へのアグレッシブな膨張政策を修正し、 おける日本権益の確保について「格別の考慮」を払うことを決定し 益は飽迄之を堅持し以て支那に於ける我地歩の確保及伸展を図る」 の第四項において、 本の特殊権益自体、そしてその特殊権益の擁護と拡大の政策に変わ 白に他国に認めさせるということはしなかったが、満蒙における日 とくにワシントン会議以降、 殊権益の拡大よりそれの維持に重きをおくことになった。 、はなかったのである。例えば、 次大戦後、 陸軍、 海軍、 日本は米英との国際協調の観点から、 「条約又は慣行に依り正当に享受せる権利及利 大蔵四省が共同で作成した「対支政策綱領 日本は満蒙を自己の勢力範囲として明 一九二四年五月三十日、 中国内政不干渉政策を それまでの 清浦内閣 この時期、

持を当然のこととして主張する。一九二四年七月一日、外相就任後中国内政不干渉政策を唱えながら、日本が中国に有する諸権益の保そこに登場したのがいわゆる幣原外交である。幣原は国際協調と

明らかである。 あると主張している。 交の根本理念を示すものとして名高い五十二議会での彼の演説に れたように、 本が満蒙地方に於て有形無形な最重要な権利利益を有する」と示さ 地位」を「凡ゆる正当手段」「及ぶ限り擁護の手段」を執って擁護 年一月二十一日の第五十一議会において幣原は、 であって不干渉主義とは別問題だと説明している。 益を擁護増進する」ことを「根本主義とするもの」であり、 いてもよく示唆されていたのである。 することを日本の一貫した方針として主張している。 確認しながら、 九月二十二日に出淵勝次亜細亜局長が発表した対中国不干渉談話を の正当なる権利々益を擁護増進するのは政府として当然の責務」で 最初の議会演説において幣原は、 |正当なる権利利益」「正当なる地位」なるものがその演説中で「日 「絶対に之に干渉せざること」と「我権利及利益」「我正当なる 満蒙特殊権益を含む日本の在中国諸権益であることは このような、 満蒙における日本の特殊権益の確保は絶対的なも 同年十月八日の枢密院本会議において幣原は、 幣原の満蒙問題に対する態度は幣原外 「帝国の外交は我正当なる権利 中 さらに一九二六 ·国内政について 幣原の言 ا う 0 本 々

を相手として折衝を行い、「我特殊の地位権益に対する侵迫」に対本の特殊地位を尊重し、政情安定の方途を講じる「東三省有力者」満蒙問題の解決を一般中国問題とは別に切り離し、満蒙における日さらに一九二七年四月成立した田中内閣は対中国積極政策を唱え、

する」とするいわゆる「満蒙分離政策」を確立した。(ユ゚)し、「機を逸せず適当の措置」「防衛の手段」により「我権益を擁護

また、田中内閣の対中国政策を批判してきた民政党総裁浜口雄幸は一九二九年七月組閣後、十大政綱を公布し、その第四項の「対支外交の刷新」において、満蒙特殊権益を「我国の生存又は繁栄に欠めがらざる正当且緊切なる権益」と定義し、それを「保持するは、一九二九年七月組閣後、十大政綱を公布し、その第四項の「対支持機礼次郎首相は「国民的生存と緊切なる関係のある権利利益」をするためには、「如何なる犠牲をも顧みず、敢然として決起しなければならぬ」と強調したのである。

例えば、一九〇七年一月、山県有朋は首相西園寺宛意見書「対清政 政府においても、 日本政府の態度は一貫したものである。実際、当時の如何なる日本 くてはならず、 は如何なる場合にも常に清国に対し優越なる地位を占める覚悟がな いのはもちろんだと述べている。一九〇八年九月、 洋の局面に重大な変化が生じない限り日本が清国の要求に応じえな 返還を清国は要求するであろうと予見し、その間に世界の情勢、 策所見」において、十年余りで租借期限が満了する関東州租借地 になっても)中国に返還すべきだと想定していなかったのである。 このように、満蒙における日本の特殊権益の擁護、 満州において有する現在の状態を将来にわたって永 満蒙における日本の特殊権益を(たとえその期限 桂内閣は、 維持について、 日本 東 0

く持続する策を講じなければならないとする清国に対する態度と方針を閣議で決定したのである。一九〇九年四月、山県は「第二対清政策」と題する意見書を、首相桂、外相小村及び陸相寺内に送った。その中で、山県は、たとえ関東半島の期限がきても直ちにこれを還来半島の租借期限を延長し、これを実際に日本の領土と同様のものとするため、大々的な経営を進め、到底満州から撤退することのできない状態をつくりあげなければならない、と提言した。一九一三年、外務省は「支那に関する外交政策の綱領」において、関東州租借地期限問題については「永久動かざるの決心を以て之に処」することを決定したのである。

利の如きは我国民的生存の必要上より見て到底変改を許さざる性質 するものだといえよう。 は 上げて問題となし得ないことは明瞭であり」と改めて表明している。 又は満鉄に関する権利を回収しようとしても、「我々として到底之 を における日本の優越的地位及び諸権益とりわけ満蒙特殊権益を保持 外交なるものは、その対英米政策は別として、 に返還する用意がなかったことは明らかである。 しまないと標榜する幣原にも、 対中国不干渉政策を高唱し、 つても、 を問題となし得べき筋合ではありませぬ、 のものである」ので、中国側の如何なる方面より旅順・大連租借権 以上に見たように、日本の一般の為政者はもとより、 「一片の空論」として批判し、 中国の国権回収運動に積極的な好意を示さず、本質的には中国 他の列強と協調して中 又如何なる内閣が組織されても、 -国の不平等条約撤廃運動を抑圧しようと 中国の不平等条約撤廃運動に同情を惜 満蒙における日本の特殊権益を中国 「旅大租借権並に満鉄に関する権 斯かる支那側の要求を取 今日何人が外交の局に当 対中国政策におい したがって、 国際協調と 幣原 7

二 武漢国民政府の満蒙問題に対する態度

いたのであろうか。結論的に言えば、国民政府の満蒙における日本等条約撤廃を目指す中国国民政府はどのような態度をもって臨んででは、上記のような日本の満蒙における特殊権益について、不平

年以後は、 根本的解決を将来の懸案として残そうとしたのである。 蒙における特殊権益をも原則的に回収すべきであるが、 井氏の主張は妥当であろう。すなわち、旅順・大連租借地を含む満 年頃までの孫文の態度は別として、その後の孫文の態度に関する藤 退などを主張するに至った、 のである。 本の在満蒙特殊権益の返還を求めず、日中関係の緩和を図りつつ、 として、それを早急に回収するのは不可能であり、 の特殊権益に対する態度は、 九一八年頃までは、日本に対してかなり妥協的であり、 基本的に転換し、 孫文の満蒙問題に対する態度は、 日本の在満州権益否認、 と藤井昇三は主張している。一九一八 孫文のそれに対する主張を継承したも 革命運動開始初期から 差し当たりは日 日本の満州撤 現実の問題 一九一九

このような、孫文の満蒙問題に対する態度の表明は一九二四年の立ち寄った際、民間右翼の巨頭、頭山満と会談した。そのとき、頭山満が「貴説の旧条約撤廃云々も中には日本の満蒙に於ける既得権、山満が「貴説の旧条約撤廃云々も中には日本の満蒙に於ける既得権、あり果して如何」と質問したのに対して、孫文は北上の途中、神戸にあり果して如何」と質問したのに対して、孫文は次のように答えている。

?いふ処まで考へてはゐない、香港澳門に就ても然り。特に澳`れは一般的に旧条約の撤廃を望むのであつて旅順大連の回収

門の如きは支那として曾てこれを割譲したる条約は存在しない の問題も亦これに同じ。 今の通りの勢力が維持さるる以上問題が起ることはない。 内部に及んでゐない、若し今後其の勢力が内部までに及ぶ場合 居るのである。斯かる事情であるから若し支那がこれを回収せ て居る以上に更らにその勢力拡大するに於ては問題であるが は大問題である。旅順大連の問題にあつても既に現在出来上つ のであるが、葡萄牙が五百年間勝手に割譲して其の儘になつて んとせば一個連隊の兵を以てすれば立所に回収せられるのであ 併しながら葡萄牙の勢力は只其の外部にあつて、まだその 香港

る 題にならないが、現状を超えて、更なる拡大を図るならば問題にな 旅順・大連を租借しているのは現実であり、 るのである。 でにポルトガルに占領されているのは問題になっていない。 も同じである。 旅順・大連の回収を考えていないのであり、 すなわち、孫文は不平等条約撤廃を望んでいるが、差し当たりは というのである。 もし日本が旅順・大連の現状を維持すれば、それは問 マカオは中国の領土割譲条約に属さないが、今日ま それを現実として認め 香港問題とマカオ問題 日本が

との会見において孫文は、 さらに十一月二十九日、 差し当たりは旅順・大連の返還を要求し 神戸での英字紙 Japan Chronicle の記者

> 中国主権の回収は関税自主権回復と治外法権撤廃を当面の目標とし いるのではなく、 ないことを改めて表明した。だが、これは日本だけを特別扱いして と孫文は説明している。 すべての列強は中国に主権を返還すべきであり

ている、

考えられる。 中日親善の方法について論じた際、次のように述べている。 主張ではなく、ある意味では当時中国での代表的な意見であったと 上記のような孫文の満蒙問題に対する態度は単に孫文一人のみの 例えば、 孫文訪日前の六月十五日、 北京『益世報』

免除、 我々は日本が自発的に二十一か条全部の抛棄を声明し、 係のないものは、 とを希望する。 直ちに解決できないもの例えば旅大などの返還問題などは中国 との間に別個に、相当期間を延長せる新租借協定を締結するこ 租界返還、 交換条件として、領事裁判権廃止、 中国の要求を容れて解決すべきである。 関税協定などの如き、日本の国策上重大な関 団匪賠償 事実上 金

世報』の提案は、 と基本的に一致するものである。 上、その租借継続を容認して、他の懸案解決に資しようとする『益 満蒙特殊権益の根幹である旅順・大連即時返還は不可能である以 前述した孫文の主張及び後述する国民政府の主張

九二五年七月、 国民政府は広州に樹立された。 国民政府は

る漢口・九江英租界回収事件である。国民革命軍が武漢を攻略し、漢口・九江英租界を回収した。いわゆめ、一九二六年九月、軍閥打倒の北伐を開始した。一九二七年一月の十九二十年九月、軍閥打倒の北伐を開始した。一九二七年一月

また、 租界の回収を平和的・合理的な手段によって行うこと、国民党その 介石の使者として、 ように語っている。 返し強調し、国民革命と蔣介石ら穏健派への理解を日本に求めた。 ものは孫文の三民主義の実現に向って進むものであること、 的は国民政府と日本との親善関係を促進すること、 年二月、国民革命軍総司令蔣介石は国民党中央執行委員戴季陶を蔣 を与えた。革命軍の真相を説明し、日中親善を図るため、 漢口・九江英租界回収事件は日本を含む列国に大きなインパクト 日本にとって最も重要な満蒙問題については、 日本に派遣した。 訪日中、 戴季陶は、 国民政府は外国 戴季陶は次の 一九二七 来日の目 を繰り

究せんことを希望するものである。 将来本問題を如何にすれば合理的であるかは日本国民が自ら研して見てはゐるが、国民党として具体的に考慮した事はない。

すなわち、中国国民党は日本の満蒙特殊権益を事実として認め、差

の問題として残して日本の国民が自ら進んで検討すべきだ、というし当たりは満蒙問題の解決を考えておらず、その合理的解決を将来

のである。

男に対して、 望するので、満蒙における日本の立場は充分考慮する用意があり、 政府の共通の認識であった。例えば、一九二六年十二月末から翌年 処しなければならないというのは、 がなされたと言われている。 して陳友仁と佐分利との間に、 妥協点を見出すのは困難なことではない」と表明したのである。 る権益については、 一月初めにかけて、 満州における日本の特殊権益を事実として認め、これに慎 武漢国民政府外交部長陳友仁は、 中国南方を訪れた日本外務省条約局長佐分利貞 国民政府は日本と親善関係を樹立することを希 満蒙問題について、 左派と右派を問わず当時の国民 「日本の満州におけ 次のような諒解 医重に対 そ

条約を国民政府は締結しない。

・い。極東における日本の地位を直接または間接に損なう協定・い。極東における日本の地位を直接または間接に損なう協定・の同意がない限り、それらの権利・権益を取消すことはできな国民政府は満州における日本の既得権利・権益を承認し、双方

題は中日両国間の重大な懸案であるが、満蒙における日本の地位をまた、左派である孫科・武漢政府交通部長は日本記者に「満蒙問

問題であると見てゐる」と、佐分利は観察したのである。 問題であると見てゐる」と、佐分利は観察したのである。 問題であると見てゐる」と、佐分利は観察したのである。 問題であると見てゐる」と、佐分利は観察したのである。 問題であると見てゐる」と、佐分利は観察したのである。 問題であると見てゐる」と、佐分利は観察したのである。 問題であると見てゐる」と、佐分利は観察したのである。

ここでとくに注目すべきは、国民革命軍総司令蔣介石の満蒙問題 に対する認識である。いうまでもなく、蔣介石も満州は中国に属す るものであると考えている。しかし、蔣介石の主張には当時の一般 国民党人士のそれといくぶん異なるところがあり、それは満蒙問題 国民であった。一九二七年一月二十六、二十七日、財部彪海相の が日本にとって単に経済問題だけではなく、政治問題でもあるとい うことであった。一九二七年一月二十六、二十七日、財部彪海相の 私的代表小室敬二郎との会談において蔣介石はそのような考え方を 私的に示した。

又孫文氏が日本と満洲問題に就いて特殊の諒解があつたことも争に血を流したといふ感情上の問題のあることも諒解して居る。満洲問題は日本にとつて政治経済上重大であり日本人が日露戦吾等の主義に基けば、満洲も当然回収すべきものである。併し

へて居る。(33)れの子慮を払はねばならない問題だと考知つて居るから之は特別の考慮を払はねばならない問題だと考

当時、多くの国民党人士は、日本の満州における特殊権益を事実として認め、そして、それを経済問題として円満に解決できると考えていた。これに対し日本では、満蒙問題は単に経済問題として解決されるものでなく、日本にとっては重大なる国防及び政治問題であるというのが一般の考えであった。満蒙問題に対する日中両国間の認識にはこのような差異が存在した。したがって、満蒙問題が日本にとって政治問題でもあるとの蒋介石の認識は、中国人として解本にとって政治問題でもあるとの蒋介石の認識は、中国人として解えていた。

一 南京国民政府の満蒙問題に対する態度

策でクーデターを敢行している。

立・拮抗が激化していく中、一九二七年四月十二日に蔣介石は上海市京で武漢国民政府は対日親善に努め、日本に対して、その満蒙におした南京国民政府は対日親善に努め、日本に対して、その満蒙における特殊権益を十分に考慮する用意があると、しばしば表明した。たとえば、五月二十二日、伍朝枢外交部長は南京国民政府の対日政たとえば、五月二十二日、伍朝枢外交部長は南京国民政府の対日政策を次のように説明している。

問題である。 における特殊権益に対して十分の考慮を払ふ意志を有する。 (ヨ) によりて日支の平和は解決されるものと信ず。 の時機に交渉ある場合日本側から返還期限を明確に表明する事 租界地を今直ちに返還することはほとんど不可能と思ふが適当 すべきもつとも重大なるは租界地、 日本と南京政府との円満なる交際はまづ旧条約を改訂して時代 ら生じて来るべきである。吾人は新条約締結に当り日本の支那 は政治的勢力により達成されるものではなく、 に対し出来得る限り日本の希望に副ふ方針である。 口過剰と原料品の供給に苦しみつつあるを熟知するものでこれ に適合する新条約を結ぶ事によりて実現される。 然も余は実際問題として日本が南満洲鉄道、 関税、 治外法権等に関する 必ず経済関係 吾人は日本が人 旧条約中改正 両国の融和 関東 か

明なるものの内容は、近い将来を意味するのか、それとも南満東蒙容認していることは明らかである。だが、伍朝枢の言う「返還期限」表とするものである。それは国民政府が満蒙問題に対する態度をもっまするものである。それは国民政府が満蒙問題に対する態度をもっまするものである。それは国民政府が満蒙問題に対する態度をもっまするものである。それは国民政府が満蒙問題に対する態度をもっまする。

条約により延長された一九九七年までの期限を意味するのか、必ず

しも明確ではない。

中に、 交わした、と言われている。 (37) 枢の談話に照らせば、蔣介石の言った満蒙問題解決は、 革命軍があえて張作霖に追い討ちをかけなければ、 中国の統一を認めるというのである。蔣介石は帰国後、 ろう。だが、その前提または交換条件として、 特殊権益を理解し、 ついて、蔣介石は明言していないが、 れる、と表明した。ここで、 持するとの国民の誤解を一掃するならば、満蒙問題も容易に解決さ 日本を訪れ、十一月に田中義一と会談した。そのとき、 重の意を日本側に示し続けた。一九二七年九月、下野した蔣介石 統治のような形で、 は田中との間で、日本が張作霖を北京から奉天に引上げさせ、 た。また、一九二八年一月、蔣介石の意を受けて田中を訪れた張群(%) る日本の政治的、 その後、 日本が国民党を後押しして北伐を早く完成させ、 南京国民政府は日本の満蒙特殊権益について、 経済的利益の重要性を無視しないと改めて表明 日本による事実上の政権を認めるという黙契を それを是認または容認する意味に違いないであ 満蒙問題をどのように解決するのかに 前述した蔣介石の発言や伍 日本が北伐を支持し、 満州は大体委任 満州にお 日本の満蒙 蔣介石は田 張作霖を支 理解 尊

南京国民政府にとって、もっとも重大な外交課題は対日外交である。一九二八年四月、中断した北伐が再開された。北伐再開に臨んだ

記者を招いて次のように語った。

記者を招いて次のように語った。

三月六日に蔣介石は日本の新聞的、日本の満蒙特殊権益について、理解と尊重の意を引き続き示し時に、日本による北伐干渉の口実となるものをなくすよう努めておいて、日本の満蒙特殊権益について、理解と尊重の意を引き続き示したのである。北伐再開に先立って、三月六日に蔣介石は日本の新賀と関民政府が望んでいたのは、日本が出兵しないことと日本との衝突国民政府が望んでいたのは、日本が出兵しないことと日本との衝突

省ではない。 省ではない。 (③) おれわれ国民党の対各国政策は、すべて革命という立場から、われわれ国民党の対各国政策は、すべて革命にとって有利であ 国家の利益を前提としている。わが国民革命にとって有利であ 必ず尊重し、承認する。[中略] 今度の北伐は郭松齢事件とは 必ず尊重し、承認する。[中略] 今度の北伐は郭松齢事件とは 必ず尊重し、承認する。[中略] 今度の北伐は郭松齢事件とは が可じではない、すなわち、作戦場所は黄河流域であって、東三 といず等重し、承認する。[中略] 今度の北伐は郭松齢事件とは が可じではない。

は明言している。 日本の権益が集中する東三省を北伐の対象から外すこと、を蒋介石伐を妨害しないならば、国民政府はそれを尊重して承認すること、伐を妨害しないならば、国民政府はそれを尊重して承認すること、ここで蔣介石の言う「経済上の権益および民族的・国民的利益」

さらに外交部長黄郛は三月八日の新聞記者との会見に際して、

意味を有するのは、二十一ヶ条要求の結果成立した諸条約や西原借の有効性を認めたものである。日本にとって、黄郛の談話が特別な認めざるをえない」と表明し、国民政府が成立するまでの不平等条約は有効だと認めた。これは国民党と国民政府が成立するまでの不平等条約に国際条約は拘束力を有するから、法律的に言えば、国民政府成立

款に伴う諸協定の有効性を示唆したからである。

の満蒙問題に関する交渉には至らなかったのである。の満蒙問題に関する交渉には至らなかったのである。日本間がらの相応の譲歩や表示も得られなかった。この時期は南京国民政府の確立期で、いわば非常な困難に直面していた非常時期京国民政府はそれ以上の妥協を示すことができなかったばかりか、南京国民政府はそれ以上の妥協を示すことができなかったばかりか、南京国民政府はそれ以上の妥協を示すことができなかったがりか、南京国民政府はそれ以上の妥協を示すことができなかったので期は南京国民政府はそれ以上の妥協を示すことができなかった。この時期は南京国民政府は、日本の満蒙特殊権益にの満蒙問題に関する交渉には至らなかったのである。

四 王正廷の満蒙問題に対する態度

等条約の撤廃となった。そこで、登場したのは不平等条約撤廃を目統一事業は一段落した。その後、国民政府の最も重要な事業は不平一九二八年六月、国民革命軍が北京を攻略し、北伐による中国の

ていたのであろうか。

題、土地商租権問題、満鉄問題について、王正廷はどのように考えとりわけ日本の満蒙特殊権益の骨幹といわれた旅順・大連租借地問指す王正廷外交である。では、日中関係の火種となった満蒙問題、

るが、 その条約の規定期限は英国と同一で既に回収の時期に達している。(41) 得の情形はなおその効力を中日間の一つの最も重要なる懸案となら 借期はすでに満期となり、それを回収すべきだと主張する。 理念と立場および従来の主張から、王正廷も当然、 約の有効性を認めないとの原則的立場を示したのである。 と述べ、 五年を期限としているから、一九二五年を以て満期となるものであ ついて、 南満東蒙条約締結の経緯 一九一五年日本は九九年の延長を取得した。 日中双方の立場と問題となった原因を説明し、 [中略]日本は特別の関係があるを以て放棄を欲しないが、 王正廷は、 「旅順・大連の租借地は中露の原訂条約には二 (二十一ヶ条要求)、 国民党• 旅順・ しかし、その取 南満東蒙条 国民政府 大連 これに の租 0

と認識している。そこで、王正廷は満蒙問題の解決より不平等条約の格段の差を熟知し、現実として旅順・大連の早急回収は不可能だ変の当事者としての王正廷は、満蒙問題の複雑さ、日本の満蒙特殊養・山東還付交渉・中ソ国交交渉・北京関税特別会議に参加した外議・山東還付交渉・中ソ国交交渉・北京関税特別会議に参加した外

け₍₃た。⁴³ するしかないというのである。 大変だ、暫くそつとして置く他はない」と示したように、 は荊がある。 題は現在解決不可能の問題なれば之に触れざる」との諒解を取り付 佐分利貞男公使との会談において王正廷は改めて表明し、 状に照らして、 だすのはきわめて危険であり、 は日中両国関係における最も手を焼く問題で、軽々しくそれに手 の改正を優先し、 丁度蜂の巣の様なものであつて、うつかり手を出すと 満蒙問題を暫く棚上げにして、その解決を後回しに 満蒙問題を棚上げにしようとした。「満洲問題 このような態度を、 慎重に対処しなければならない、 一九二九年十月 満蒙問題 「満洲問 現 を に

王正廷は次のような認識を示している。 では、なぜ旅順・大連租借地を回収できないのか。これについて

とはできない、と私は考えている。とはできない、と私は考えているのは、すなわち日本である。しか別に日本が旅順・大連の如き各種特権を放棄して、それを語ることができるかどうかについて、日本にわが国中国に返還することができるかどうかについて、日本にわが国中国に返還することができるかどうかについて、日本である。しかわが国民が最も心配しているのは、すなわち日本である。しか

力にかかわる問題であり、中国は十分な国力を持たない限り、旅すなわち、満蒙問題、とりわけ旅順・大連の回収問題は中国の国

租権問題と満蒙鉄道問題についても、かなり慎重な態度をもって対きである、というのである。かかる考えに基づき、王正廷は土地商できない。したがって、国民政府は満蒙問題の解決を差し控えるべ順・大連租借地問題の根本的解決はできず、それを要求することも

応しようとしたのである。

租権の実施にいろいろの制限を加えようとした。(((g) り、結局、 そのため、中国側は北京政府や国民政府または東北当局を問わず商 領土内に中国の主権が及ばないいくつかの地域を樹立することにな とすれば、日本人の入り込むところ必ず領事館と警察を伴い、中国 の言う満蒙条約なるものは何も存在せず、存在するのはただ二十一 りの抵抗感や警戒心を抱いたようである。 に対し、中国側(北京政府と国民政府また東北政権を問わず)はかな るという内地雑居権を主張し、それを中国側に要求し続けた。これ 由に居住、往来し各種の商工業その他の業務に従事することができ 経営するため必要な土地を商租することができるという商租権、自 南満州において、各種商工業上の建物を建設するため、また農業を した満蒙特殊権益の一角である。日本側は二十一ヶ条要求に基づき、 ヶ条要求の記憶のみであり、仮に満蒙条約の効力を認めるべきもの 土地商租権も二十一ヶ条要求に由来したものであり、日本の主張 満州内地は日本の占領地となるであろうと考えられた。(45) 中国側からすれば、日本

土地商租権と内地雑居権を含む内地開放についての王正廷の態度

ギー、イタリア、ポルトガル、スペイン、デンマーク五国との通商係をなくしてからなのである。そうした王正廷の主張は中国とベル中国もそうすべきである。しかし、それは中国と外国との不平等関中国で、一貫したものである。王正廷によれば、外国人に自由居は明確で、一貫したものである。王正廷によれば、外国人に自由居

条約または友好条約に集中的に表れている。

日本の言う満蒙における商租権と内地雑居権は二十一ヶ条要求にかかわっているので、王正廷はそれを満蒙問題の一部と見なし、そかがわっているので、王正廷は、「満洲問題には一切触れざるを緊要使との会談において王正廷は、「満洲問題には一切触れざるを緊要とすべく、商租権の問題は所謂二十一ヶ条に起原し、之に触るること極めて危険なり」と述べ、満州問題には当面触れないことを強調した。内地開放問題については、王正廷は、外国人の居住・営業または工場・倉庫設置のための土地取得を認めるが、農地を開放の対象から除外し、また、それは中国と外国との関係が完全に平等になってからでなければならないと主張した。さらに王正廷は、「日本に付て言へば、租界の他租借地等を還付せられたる後に至り始めて相互対等の関係となり、内地開放が可能となる」と内地開放の条件を示した。

王正廷は、重光葵臨時代理公使に対して同様な立場を表明した。王一九三一年三月に開始された日中間の治外法権撤廃交渉において

重光は、 として、今からその決意と準備を行っておく必要があるとの結論を し、それにより日中両国関係が重大な危機を迎えるのは必至である 王正廷の表明により、 めの条件であった。しかし重光葵は、内地開放の前提条件に関する(4) て中国内地を開放するというものである。ここで王正廷が表明した 体的には、 は租界や租借地のような特別地域の返還を前提とすべきである。 放とは両立し得ざる関係にあるからである。したがって、内地開放 趣旨に基づいて設置されたものであり、これら地域の存在と内地開 なぜなら、 その関係国の国民に対し内地雑居の権利を認めることはできない。 正廷によれば、不平等関係とくに租借地及び租界が存在する限り、 旅順・大連や満鉄附属地の即時返還ではなく、内地開放のた 法権問題がやがては中国における日本の根本的権益に波及 旅順・大連を中国に返還した後で、中国は日本人に対 租借地及び租界はその地域に限り、外国人を居住させる 日中関係に強い危機感を抱くことになった。 具

する王正廷の対応を考察の対象にする。その複雑な経緯を省略し、単に一九三一年の満蒙鉄道交渉問題に対続家鉄道は日本の満蒙特殊権益のもう一つの柱である。ここで、

満鉄競争線の発達を防止することを主眼とした幣原の満蒙鉄道交渉関する件」と題する交渉方針を重光代理公使と各関係機関に送付し、一九三〇年十一月十四日、幣原外相は「満洲に於ける鉄道問題に

とである。 とである。 とである。 とである。 とである。 とである。 と、 交渉に当たって、日本側から新たな要求を提出しないこめられないこと、 交渉は国民政府ではなく東北当局と地方的に行わ方針を明らかにした。その主な内容は、満鉄競争線の開発は全く認

渉を国民政府が行うべきだと積極的に主張した。蔣介石も鉄道交渉 独に行ふ処にして、若し日本側が満鉄東北両鉄道の権利均衡を希望 国統一」の見地から東北鉄道管理権の中央移管を目指して、鉄道交 け鉄道問題を外交部が処理すべきだとの蔣介石の要求を婉曲的 の真相は之を承知し置くの要あるも、その交渉には干渉することな べきを最善とし、現在の中日鉄道交渉に就ても外交部は固より締結 にして若し中央と直接利害関係無きものは、 に主張なき」と考え、満蒙鉄道問題を地方的問題として、その解決 するに於ては直接東北当局に対し談判せらるべく、中央としては別 するためできるだけ鉄道問題を外交部が処理すべきだと主張した。 が鉄道部と外交部の職権に属するものだと考え、中央の威信を維持 なのかを決めていないまま、交渉に入った。鉄道部長孫科は、「全 学良なのかそれとも中央政府の王正廷なのか)がどのように行うべき く以て外交部の責任の煩瑣及徒労を軽減すべし」として、 を東北政権に任せようとした。そのため、王正廷は「東北外交事件 突如浮上した鉄道問題について、 しかし、これに対し王正廷は、「東北の新鉄道計画は東北側が単 中国側は、 東北をして弁理せし 交渉を誰 (東北の

否 し た。 53

もともと、中国にとって、満蒙鉄道問題は単に一鉄道問題でなく、日中間の一大政治問題である。では、なぜ王正廷はこれまでの国民政府の立場から離脱し、それを地方問題として対処するのか。その理曲として、王正廷の「順序ある外交」プランと満蒙問題に対する認識、対ソ・対日外交における王正廷と張学良との軋轢、一九三一年には王正廷の外交工作は国民政府内で厳しい批判を受けたことが得る。(音)

だが、それは満蒙鉄道交渉問題を放置するのではなく、「満洲問題就中鉄道問題は極めて複雑であり、それを円満に解決するために、まず日中両国の感情融和を図り、それを円満に解決するために、ま正廷は満いま道問題が極めて複雑であり、それを円満に解決するために、まではが、それは満蒙鉄道交渉問題を放置するのではなく、「満洲問と考えていたのである。

交」における対中国政策を次のように述べている。策のアプローチと一致しているといえよう。重光葵は、「幣原外生記のような、王正廷のアプローチは幣原外交における対中国政

はあとまわしとし満州関係の問題は触れることなく支那全土に日本は従来しばしば支那側と折衝し、困難なる満州関係の問題

る満州問題を解決しようといふ順序で談を進めて来た。の全般的改善を計り、その結果改善された空気の下に、困難なついてまづ不平等条約の改訂を進め、これを機として日支関係

述した日本政府と幣原の満蒙問題に対する態度から明らかなように、 廷にとって、満蒙問題の解決とは結局、旅順・大連租借地や満鉄の った。だが、日中関係に関する王正廷外交と幣原外交のアプローチ 和していく、その上で困難な満州問題を解決しようとするものであ 約の改正により国民政府との関係改善を優先し、 させないという両者のアプローチは一致している。 満蒙問題の根本的解決を懸案として残し、両国関係をそれ以上緊張 していくというのである。 をしてその特殊権益の合法性を認めさせることにより、 を放棄して、それを中国側に返還するのでなく、 幣原にとって、満蒙問題の解決とは、日本の満蒙における特殊権益 ような特殊権益の回収を意味することはいうまでもない。一方、 言えない。不平等条約撤廃を国民政府外交の究極的目標とする王正 は一致したものの、 った満州問題に触れず、その根本的解決を後回しとして、不平等条 すなわち、「幣原外交」の対中国政策とは、 両者の目指したところは必ずしも一致したとは 両者の究極の目標が異なったとしても、 両国緊張の原因とな あくまでも中国側 両国間の感情を緩 それを維持 前

おわりに

きた。とを試みた。その結果、本稿では、主に以下のことを示すことがでとを試みた。その結果、本稿では、主に以下のことを示すことがで以上、本稿では、国民政府の満蒙問題に対する態度を考察するこ

等条約撤廃運動を抑圧しようとするものだといえよう。等条約撤廃運動を抑圧しようとするものだといえよう。第一に、日露戦争後、満蒙における特殊権益を拡大し、それを維策していくのは日本の一貫した政策である。第一次世界大戦後、日益を中国側に返還する意図をいっさい有さなかったのである。この益を中国側に返還する意図をいっさい有さなかったのである。この益とりわけ満蒙特殊権益を保持し、他の列強と協調して中国の不平益とりわけ満蒙特殊権益を保持し、他の列強と協調して中国の不平益とりわけ満蒙特殊権益を保持し、他の列強と協調して中国の不平益とりわけ満蒙特殊権益を保持し、他の列強と協調して中国の不平益とりわけ満蒙特殊権益を保持し、他の列強と協調して中国の不平益といるよう。

将来の懸案として後回しにして、当面解決可能な問題から日中関係が不可能だと認識し、それを現実として容認し、その根本的解決をなり妥協的であった。国民政府はその革命理念から日本の満蒙特殊権益を回収すべきだと主張するが、実際に満蒙特殊権益の早急回収ながら、満州事変までの国民政府の満蒙問題に対する態度ないのであり、日本に対してかなり妥協的であった。国民政府はその革命理念から日本の満蒙特殊権益を回収すべきだと主張するが、実際に満蒙特殊権益の早急回収権益を回収すべきだと主張するが、実際に満蒙特殊権益の早急回収権益を回収すべきだと主張するが、実際に満蒙特殊権益の目標の対象を表す。

の改善を優先し、両国間の感情を緩和していき、その上で、満蒙問

題の解決を図ろうとした。

東三に、『昭和の動乱』において重光葵は、満州事変勃発の誘因を王正廷の外交姿勢に帰しようとしているが、本稿で分析したようを王正廷の外交姿勢に帰しようとしている。満州事変までの国民政外交はアプローチにおいては一致している。満州事変までの国民政外を正正廷の満蒙問題に対する態度から見れば、満蒙問題に関して、日中衝突は免れないと結論を下した重光葵の結論の論拠は必ずしも史実を正確に反映したものとはいえないであろう。

P07017)としての研究結果の一部である。 *本研究は二○○七年度日本学術振興会外国人特別研究員(ID No.

注

- (1) 今井清一「幣原外交における政策決定」『年報政治学 対外政(1) 今井清一「幣原外交における政策決定』『年報政治学 対外政
- 拙稿「武漢国民政府期における陳友仁の対外交渉」(『情報文化

本外交年表並主要文書』下巻(原書房、一九六六年)、八八-九二条約改正交渉と王正廷」(『情報文化研究』第一六号、二〇〇二年十月)、「日中通商航海号、二〇〇四年三月)、「治外法権撤廃と王正廷」(『日本福祉大学号、二〇四年三月)、「治外法権撤廃と王正廷」(『日本福祉大学号、二〇四年三月)、「治外法権撤廃と王正廷」(『日本福祉大学号、二〇四年三月)、「治学危機と中国側の対応」(『現代と文化』第一一四号、二〇〇六年十一月)を参照。外務省外交史料館・日本外交史辞典編纂委員会編『新版 日本外交史辞典』(山川出版社、一九九二年)、九八〇頁。外務省編『日本外交史辞典』(山川出版社、一九九二年)、九八〇頁。外務省編『日本外交史辞典』(明代)、「治学と正正研究』第十四号、二〇〇一年十月)、「済南事件の解決交渉と王正研究』第十四号、二〇〇一年十月)、「済南事件の解決交渉と王正研究』第十四号、二〇〇二年十月)、「済南事件の解決交渉と王正研究』第十四号、二〇〇二年十月)、「日中通商航海

(4) 前掲『極東新秩序の模索』、一一二頁。

頁。

- 二—一五四頁。 (5) 信夫淳平『満蒙特殊権益論』(日本評論社、一九三二年)、一五
- (中央公論社、一九九八年)を参照。 九九五年)、同『原敬と山県有朋―国家構想をめぐる外変と内政』(6) 川田稔『原敬』転換期の構想―国際社会と日本』(未来社、一
- (7) 前掲『極東新秩序の模索』、一一一一二二頁。
- 8) 前掲『日本外交年表並主要文書』下巻、六一一六二頁。
- 観者と犠牲者『昭和の精神史』批判」、『思想』三八六号、一九五六名見解に分かれている。前者についての代表的論者は遠山茂樹・今る見解と、日本帝国主義の一面を代表するものにほかならないとする。 弊原外交の評価は大別して、「平和友好の外交」と高く評価す

六年)が参考になる。六年)が参考になる。六年)が参考になる。六年)が参考になる。六年)が参考になる。六年)が参考になる。六年)が参考になる。六年)が参考になる。六年)が参考になる。六年十一月)がいる。後者についての代表学報』第一七号、一九六二年十一月)がいる。後者についての代表学報』第一七号、一九六二年十一月)がいる。後者についての代表学報』第一七号、一九六二年十一月)がいる。

- 六三頁。 (10) 幣原平和財団『幣原喜重郎』(幣原平和財団、一九五五年)、二
- (11) 『東京朝日新聞』一九二四年十二月二日社説
- (12) 前掲『日本外交年表並主要文書』下巻、八五頁。
- (13) 前掲『日本外交年表並主要文書』下巻、八八―九一頁。
- 14 事上、 四―一七六頁。田中内閣の満蒙政策について、代表的な研究は佐藤 策転換、 張作霖対応問題、「適当な措置」即ち「満蒙特殊権益」擁護のため たと言える。また、 田中は関東軍と参謀本部の鈴木貞一が主張した「満蒙領有論」を持 のための「特殊権益」を有する地域であること)が含まれていたが という政友会の党の方針(満蒙が日本の資源の確保と人口問題解決 離策には、 書房、一九九二年)が挙げられる。佐藤氏によれば、田中の満蒙分 元英『昭和初期対中国政策の研究―田中内閣の対満蒙政策―』(原 っていないようであった。しかし、田中内閣による急激な対中国政 『日本外交文書』 政治上特殊な関係を有する地域であること)と「産業立国」 並びに「満蒙分離策」は 陸軍の伝統的対ソ戦略的構想 「対支政策綱領」では、 昭和期 | 第一部第一巻、三四—三八頁、一 「満蒙領有論」を刺激・加速させ (満蒙が朝鮮に接続する軍 「東三省有力者」即ち対 七

- の具体的強制手段方法についての解釈は漠然としたものであった。
- (15) 前掲『幣原喜重郎』、三八四頁。
- (16) 前掲『日本外交史辞典』、九八一頁。
- 二〇六頁。
- (18) 『日本外交文書』明治四十一巻第一冊、六八五─六九○頁
- (19) 前掲『山県有朋意見書』、三〇九―三一一頁。
- (20) 外務省編『日本外交年表並主要文書』上巻(原書房、一九六五
- (21) 『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第三巻、八二二頁。
- ⑵)『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第五巻、九一―九二頁。
- 第五十二号、一九八七年、四一―五一頁。同『孫文の研究』(勁草23) 藤井昇三「孫文と『満州』問題」、『関東学院大学文学部紀要』

書房、一九六六年)を参照。

- 字体を新字体に改めた)。 先覚志士記伝』下巻(原書房、一九六六年)、七六九頁(文中の旧先覚志士記伝』下巻(原書房、一九六六年)、七六九頁(文中の旧(24)『東京朝日新聞』一九二四年十一月二十七日。黒龍会編『東亜
- 三三頁。 輯委員会『国父全集』(近代中国出版社、一九八九年)第二冊、六輯委員会『国父全集』(近代中国出版社、一九八九年)第二冊、六
- (2) 『延世祖―江州』 ユニュニュニー・エー (27) 『益世報』一九二四年六月十五日付『東京朝日新聞』、一九二四
- 字体に改めた)。 (27)『東京朝日新聞』一九二七年二月二十六日(文中の旧字体を新

-) 臼井勝美『日中外交史-北伐の時代』(塙書房、一九七一年)、
- 二〇—二一頁。
- (29) 『晨報』 一九二七年二月二十八日。
- (30) 『大公報』一九二七年一月二十四日。
- 議史料』(江蘇古籍出版社、一九八六年)、一〇〇七—一〇〇八頁。(31) 中国第二歴史档案館編『中国国民党第一、第二全国代表大会会
- (32) 『東京朝日新聞』一九二七年二月九日。
- (33) 『時事新報』一九二七年二月九日(文中の旧字体を新字体に改
- (34)『東京朝日新聞』一九二七年五月二十三日(文中の旧字体を新
- 字体に改めた)。
- (35) 『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第一巻、九三七—九四一頁。
- 六一五頁。 六一五頁。
- (38) 沈亦雲『亦雲回憶』(伝記文学出版社、一九六八年)下冊、三
- 五〇頁。
- (39) 『中央日報』一九二八年三月十日。
- ?)『晨報』一九二七年三月十一日。
- (41) 王正廷著『中国近代外交史概要』(外交研究社、一九二八年)、
- 一九八二年)、四七九頁。

(42) 山本条太郎翁伝記編纂会編『山本条太郎

二〇六頁。

論策二』(原書房)

- (43) 『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第三巻、八三八—八四一頁。
- 年)、三一頁。 (4) 呉天放編『王正廷近言録』(均益利国聯合印刷公司、一九三三
- (45) 前掲『満蒙特殊権益論』、三九七頁。
- (46) 例えば、一九一五年六月北京政府は「懲弁国賊条例」を公布し、外国人の間に商租契約をなす者を売国罪として死刑に処することにした。その後、奉天・吉林両省は「商租地畝須知」を頒布し、商租経営に限ることにした。一九二九年二月、国民政府は「土地盗売厳禁条例」を発布し、密かに外国人に土地を売る者を死刑に処する旨禁条例」を発布し、密かに外国人に土地を売る者を死刑に処する旨禁条例」を発布し、密かに外国人に土地を売る者を死刑に処する旨禁条例」を発布し、密かに外国人に土地を売る者を死刑に処する旨禁条例」を発布し、商租地は外国人に移転、賃貸をなすことを禁止した。
- (47) 前掲『王正廷近言録』、三〇―三一頁、三九―四二頁、四九頁。
- (4) 『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第五巻、四一三―四一六頁。(4) 『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第三巻、八三七―八四五頁。
- (50)『日本外交文書』昭和期I第一部第五巻、四二五―四二八頁。
- (51)「満洲ニ於ケル鉄道問題ニ関スル件」、外務省記録A・一・一・
- 外交史料館所蔵)。
 〇・一、『満蒙問題ニ関スル交渉一件 満蒙鉄道交渉問題』(外務省
- 威\。 A・六・一・○・五、『密電情報関係一件』(外務省外交史料館所名) 一九三○年十二月十四日王家楨より張学良宛電報、外務省記録
- (5) 一九三一年三月十日在南京王家楨より張学良宛電報、外務や

録A・六・一・○・五、『密電情報関係一件』。

- (54) 前掲拙稿「満蒙危機と中国側の対応」を参照
- 年一月十五日。 (55) 一九三一年一月十五日在天津田代総領事代理より幣原外務大臣年一月十五日。
- 頁。
 56)
 重光葵『昭和の動乱』上巻(中央公論社、一九五二年)、四六